

## 交付方法希望票

東京都職員共済組合理事長 殿

任意継続組合員証の交付方法について、以下のとおり希望します。

希望する交付方法 (希望する方に○)	資格担当窓口交付	所属所交付
所属所名		
組合員番号		
組合員氏名		

### <注意事項>

**初回分の任意継続掛金の払込期限は、退職日の翌日から19日以内です。  
払込期限までに払い込まないと任意継続組合員になれません。**

#### (1) 所属所交付の場合

・資格担当窓口交付と比べて手続に時間を要するため、**退職日の7日前（土・日・祝日、年末年始を除く。）までに**、退職時の所属所から**資格担当に申請書類が到着**するよう、送付してください。

#### (2) 資格担当窓口（東京都庁第一本庁舎北塔39階）交付の場合

・**退職日の3日前（土・日・祝日、年末年始を除く。）までに**、退職時の所属所から**資格担当に申請書類が到着**するよう、送付してください。**組合員が申請書類を持参して資格担当窓口に来庁されても、資格担当ではすぐに手続できません。**

・第一本庁舎1階の取扱金融機関（「みずほ銀行」と「ゆうちょ銀行」）の窓口営業時間を考慮して、資格担当窓口には、**開庁日の午前9時から午前11時まで又は午後1時から午後2時までの**来庁をお願いしています。

・掛金の払込みを「みずほ銀行」又は「ゆうちょ銀行（現金払いを除く※）」で行う場合は、払込者の手数料負担はありません。（※ゆうちょ銀行の料金改定により、「現金」で払い込む場合は別途手数料が必要となりました。）前記以外の金融機関で払込みをする場合は、手数料が必要です。